

皆さまの  
ご理解とご協力を

# 路上駐車は除雪作業の大敵!!



町では、降雪期間(12月～3月)の町道の交通確保のため、除排雪作業を行います。

**【出動目安は15cmの降雪!】**

出動基準は15cmの降雪を目安に、パトロールにより道路状況を確認し、除雪を行います。限られた人員と除雪車で効率的な作業を行うために、町民皆さまの除雪に対するご理解とご協力をお願いいたします。

**【路上駐車・道路への雪出しは除雪作業の大敵です!】**

車輛の路上(違法)駐車は、作業の妨げとなります。

落部地区

## 冬期間通行止めのお知らせ

12月～3月の期間、除雪ができないため通行禁止とします。



また、例年除雪後の道路への雪出し行為によって道幅が狭くなり通行の障害が見受けられます。一人一人の心がけで安全な交通が確保されますので、次の事項も含めてご協力をお願いします。

●ポイント

- ① 除雪作業の障害となるものは、路上に放置しないでください。
- ② 道路に面した『さく等』は撤去してください。
- ③ 除雪車通過後に残される雪は、各自で処理されるようお願いいたします。特に高齢者の

の家庭などは、ご近所のご協力をお願いします。

- ④ 猛吹雪の時や夜間の除排雪は、非常に危険なため作業を行いませんので、ご理解をお願いします。
- ⑤ 各家庭・事業所の雪は、道路へ雪出しせず、敷地内で処理するか、町が指定する雪捨て場所に運んでください。

- ⑥ 町指定雪捨て場所は、八雲地域は栄町(自衛隊官舎前通り丁字路角)と落部川河川敷(落部橋から山側)、熊石地域は熊石鮎川町(北海道さけます・内水面試験場道南支場)と熊石相沼町(相沼内川河川敷)の計4ヶ所です。

- ⑦ 早朝の除雪作業中は、作業員にわかりやすいよう車のライトを点灯して走行してください。

**【道路への雪出しは法律で禁止されています!】**

道路交通法第76条では、道路における交通の危険や妨害となるおそれがある行為が禁

止されており、道路交通法施行細則第19条にその禁止行為として「道路に雪をまき、又は捨てること」と規定されています。

道路への雪出しは行わないでください。

**【問い合わせ先】**

- 八雲地域  
・車両センター  
☎0137-62-2350
- ・建設課車両係  
☎0137-62-2115
- 熊石地域  
・熊石総合支所地域振興課  
☎01398-2-3111



広告

タイヤのことなら

### 有限会社 中村タイヤ

キャッシュレス5%還元対象店舗

【営業時間】 8:30～17:30 **【八雲町プレミアム商品券】取扱店**  
【定休日】 日曜・祝祭日  
八雲町末広町63 TEL.0137-62-2508



### ●はぴあ八雲からのお願い●

はぴあ八雲の駐車場は当施設利用者のための駐車場ですが、日中・夜間の駐車・JRをご利用の方の長時間駐車により、はぴあ八雲を利用する人が駐車できず大変困っています。また、冬期間は、夜間の駐車により、除排雪の妨げになりますので、駐車場の適切な利用をお願いします。

**【問い合わせ先】**

はぴあ八雲 ☎0137-68-2228